



気をつけよう！自動車の契約トラブル

自動車は高価な買物です。車両本体以外にもいろいろとお金がかかります。急いで契約してしまうと、思わぬトラブルにあうかも。使う目的や維持管理にかかる費用など、事前に十分検討しましょう！



契約する前にしっかり確認！

◆ 購入する場合

- 車両価格だけでなく、保証や整備の費用、諸費用(登録手続き代行費用等)を含んだ支払総額を確認しましょう。
- 中古車の場合は1台ごとに品質が異なるので、定期点検整備が実施され、保証がついてるものの方が安心です。
- 中古車の場合、走行距離と修復歴の有無は品質を判断する重要なポイントです。
- ※ インターネットサイトやネットオークションなど、現物を確認せずに購入する場合は、特に念入りな確認が必要です↓↓↓

- ・ 注文書や契約書を提示されたら、商談の内容が正確に記載されていることを確認！口約束はトラブルのもとです。約束事は必ず記載してもらいましょう。
- ・ 裏面などに記載されるの約款をしっかりと確認してから、署名・捺印しましょう。



◆ カーリースを利用する場合

- カーリースとは、リース料を毎月支払い、自動車を一定期間借りる方法です。
- ※ リース料には税金、自賠責保険料、メンテナンス料等の諸費用(登録手続き代行費用等)が含まれます。
- 自動車保有中は、リース料のほかに自動車保険料・燃料代等の費用が定期的に発生します。
- 多くの事業者では、リース期間中の走行距離の上限が設けられており、超過するとペナルティが発生します。
- リース期間満了時に原状回復が求められることが一般的で、元に戻せない改造はできません。

- ・ 原則として、中途解約はできません。
- ・ 事故・盗難等で自動車が使えない状態になった場合は強制的に契約終了になります。その場合、未払いのリース料や自動車残価の一括払いを求められます。



売却するときも気を付けよう！

- 十分に検討する時間が与えられず、その場で強引に契約を迫られる
車の売却はクーリング・オフの対象外です。一呼吸おいてよく考えましょう。
- 高額なキャンセル料を設定されたり、キャンセル妨害等をされる
契約内容をしっかりと確認しましょう。特にキャンセル料とその発生時期は重要です。
- 契約後に査定額を減額される
修復歴を事前に適切に伝えていた場合、修復歴を理由とした契約解除や減額に応じる必要はありません。



契約トラブルなど「こんなのアリ？」と思ったら消費生活センターにご相談ください。

【相談専用電話】 宮崎県消費生活センター 0985-25-0999
都 城 支 所 0986-24-0999
延 岡 支 所 0982-31-0999

【消費者ホットライン】  188 (お近くの相談窓口(市町村または県消費生活センター)にナビダイヤルでつながります。)

